

患者様・ご家族様各位

新型コロナウイルス感染対策に伴う面会制限の一部解除について

新型コロナウイルス感染防止対策として2月より面会の制限を行い患者様、ご家族様にはご迷惑ならびにご心配をお掛けしておりますが、この度の国の緊急事態宣言の解除などを考慮し、次のとおり面会制限の一部解除を行うことにいたしました。

また、医師からの病状説明や、病院からの依頼で重篤な患者様への面会等はこの限りではございません。

今後新型コロナウイルスの感染者数の増加等で再度面会を制限する場合がございますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

面会制限の一部解除

1. 面会について

開始時期	令和2年6月15日（月）
面会日時	平日・土・祝日 14:00～18:00

2. 面会の条件

- ① ご家族様
- ② 検温にて体温が37℃以下で感冒症状がないこと。
- ③ ご家族様・患者様ともにマスク着用をお願いします。
- ④ 面会前後に手指消毒を行ってください。
- ⑤ 1日の面会は2名以下で、面会時間は15分以内をお願いします。
- ⑥ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）のため、病室内に他の面会者がいらっしゃる場合は面会が終わるまでお待ちいただきます。
- ⑦ 面会中の飲食はできません。食品の持ち込みは可能ですが、ナースステーションでのお預かりとなります。
- ⑧ 患者様との濃厚接触はお控えください。

医療法人財団明理会 相原病院
病院長 上野 博樹